

分担金・拠出金の名称		国際自然保護連合 (IUCN) 拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	55,284千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国際自然保護連合 (IUCN)	義務的拠出金			C
国際機関等の概要及び成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 IUCNは、1948年、世界の自然環境、自然資源の持続可能な利用、人間社会と他の生物相との調和ある発展等を図ることを活動目的として設立された。特にワシントン条約 (CITES) の下で動植物の国際的な取引の規制対象リストを議論し決定する際、IUCNの知見が影響を及ぼすことが知られている。事務局の所在はグラン (スイス)。IUCNの会員は、各国政府、政府機関、国別NGO、国内NGO等から構成されており、この点でIUCNは非政府組織兼政府間組織というユニークな性格を有する。我が国は、IUCNにおける専門的議論が自然保護・生物多様性保全等に係る政府間交渉等に与える実質的影響力の大きさに鑑み、1995年に国家会員としてIUCNに加入した。2017年5月末現在、89の国家会員、129の政府機関会員及び1,163の非政府機関会員等が加盟。本件はIUCN事務局の事業支援のための拠出金。 (2) 拠出に当たっての成果目標 IUCNの成果物で、自然保護に関する取組に最も影響力のある出版物であるIUCNレッドリストの充実等、IUCN事業への事務局による支援の着実な実施。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当 該 機 関 等 の 活 動 ・ 組 織 に つ い て	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・IUCNは、CITES、生物多様性条約 (CBD) 等、環境に関連した国際条約の起草に役割を果たした実績がある他、水鳥湿地保全条約 (ラムサール条約) の形成に大きな役割を果たし、発効後はその事務局を自らの事務局内に設置している。また、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (世界遺産条約) の諮問機関としての機能も果たしている。近年では国家管轄圏外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) に係る新協定の作成過程に関与している。 ・1万6,000人以上の世界中の専門家からなるネットワークを擁して作成している代表的な出版物として、絶滅のおそれのある動植物種のリスト (レッドリスト) が国際的に高く評価され、CITESでの種の評価等、様々な国際的な議論に引用されている。その他、総合的な自然保護と持続可能な社会を目指し様々な出版物を発行しており、その評価対象 (地域数、種数等) を広げる等、内容の充実を図りつつ、新規の分野においてもいち早く情報を取りまとめ、国際的に発表するなど実績を残しており、その影響力は大きい。 ・2014年に我が国で行われた第三回国連世界防災会議において、IUCNは我が国環境省とともに生態系を活用した防災・減災に関するワークショップを共催するなど、我が国との共同事業も行っている。 ・4年間の事業計画であるIUCNプログラムにおいては、持続可能な開発目標 (SDGs) 及びCBDの生物多様性愛知目標への貢献を目指しており、全ての活動はSDGs、愛知目標の各ターゲット、目標との対応が紐付けられている。2020年までの4年間のプログラムにおいては、SDGs1 (貧困)、2 (飢餓)、3 (保健)、4 (教育)、5 (ジェンダー)、6 (水・衛生)、11 (持続可能な都市)、12 (持続可能な生産と消費)、13 (気候変動)、14 (海洋資源)、15 (陸上資源)、16 (平和) に貢献する活動が計画されている。例えば海洋・陸域の自然保護区を広げる目標に貢献するため、IUCNの専門的知見を蓄積し、共有するためのウェブサイトを公表する、生物多様性と生態系サービスに関するIUCNの知見を、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間の科学及び政策プラットフォーム (IPBES) の科学的な成果物作成の過程で著者グループに情報提供し、その出版に寄与するといった活動を実践している。 ・世界遺産条約及びCITESの諮問機関となっている他、ラムサール条約の事務局機能を担い、CBDやIPBES等、多くの環境分野の国際条約や枠組等と覚書を通じた協力やパートナーシップを構築し、専門的知見や長期にわたる経験等により貢献している。 ・我が国は、IUCN総会 (世界自然保護会議 (WCC) : 4年に1度開催) 等への国家会員としての参加等を通じて、我が国の方針がIUCNの活動に反映されるよう働きかけを行っている。国家会員は3票分の発言権を有しており、重要な地球環境問題 (例: 海洋生物資源の持続可能な利用、自然の力を活用した防災、里山の活用に関する議題等) に関連する議論に際して、我が国の立場を効果的に発信していく観点からその有用性は高い。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・IUCN事務局は、世界8地域から選出された地域理事や6つのIUCN専門委員会委員長等により構成される理事会及びWCCにおいて行財政に係るチェックを受ける。2016年9月にホノルル (米国) で開催されたWCCでは、2012から2015年の会計報告が行われ精査された。我が国は、WCCへの参加及び在外公館と事務局との日常的な協議等を通じて、効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。IUCNは年に1度、財務監査報告書を開示している。 ・2016年のWCCにおいて、IUCNの2017～2020年の方針として、①「自然の価値を高め、守っていく」(IUCNレッドリストの作成、世界遺産条約への提言等)、②「自然を、効果的で公平な方法で利用する」(生物資源の利用を含めた自然と人の関係を決める時に必要な物事・原則・手続等の制定、人と自然の関係作り等)、③「気候、食料、開発という地球課題に対して自然に基づいた解決策を模索する」(土地利用・自然資源を巡る問題の解決、世界人口、気候変動等の農業生産への影響に対する自然との調和、解決を目指す) を採択し、2017年以降かかる目標を柱に組織改革、財政改革を行っていく予定。 ・財政面では毎年外部監査を実施している。また4年に1度のWCCで事業内容、財政面でのチェックが行われている。 ・上記の推進に向け、WCC等において、必要に応じ働きかけを行っている。				

II 当該機 関等と日 本との 関係に ついて	3 日本 の外交 課題遂 行にお ける当 該機関 等の有 用性	・IUCNは、これまで、環境に関する多数国間条約（CITES、CBD等）の起案に携わるなど、環境に関する国際的な議論を主導し、世界的な潮流を作り出してきたフォーラムである。国家会員である我が国は3票分の発言権を有しており、環境問題に関する今後の国際的な方向付けを行う議論において、我が国が知見や立場を効果的に発信することができるため、IUCNの国家会員であり続ける必要性は高い。他のG7を含む主要国がIUCNに国家会員として議論に参加する中、仮に我が国がIUCNの国家会員でなくなることとなれば、各国政府のみならず民間やNGO等、多様なステークホルダーを含む国際社会から、我が国の地球規模での環境問題に対する取組姿勢を疑問視される可能性がある。 ・IUCNは、世界45か国に事務所を設置し、世界中で、IUCNの活動目的である環境保全と資源の持続可能な利用を推進する事業を展開している。これらの事業はIUCNプログラムに基づき、SDGs（SDG1,2,3,4,5,6,11,12,13,14,15,16）に紐付けられており、我が国も重視するSDGs達成に資するものである。 ・IUCNの基本的な方針は、4年に1回開催されるWCCで決定される。その決定は、会議の総会における国家会員、政府機関会員、NGO等による単純過半数によるものである。我が国を含めた各メンバーは、総会での討議、投票プロセスに参加しその意思を表明しているが、意思決定方式は単純過半数であることから、我が国の意思が必ずしも反映されない場合もある（これは我が国のみならず、全てのメンバーに共通する事情である。）。 ・IUCN事務局長が2014年に仙台で開催された第三回国連防災世界会議に出席のため来日した際、環境省や外務省の関係者との意見交換を行っている。 ・IUCNにはNGOも非政府機関会員として加盟することができ、会員総会での勧告案提案、投票などの権利も与えられる。日本国内の16のNGOもIUCN会員となっている。IUCNが保有する1万6,000人を超える専門家のネットワークを背景に実施している、自然環境や資源に関する知見の収集・蓄積・活用に係る事業に対する民間企業等の評価は高く、経団連自然保護協議会はIUCNに非政府機関会員として加盟しているほか、トヨタ自動車株式会社はIUCNのレッドリスト事業に資金支援を行っている。 ・外務省は、IUCNの活動内容に関与する環境省、水産庁等と連携しながら、4年に1度開催されるWCCに恒常的に出席することにより、日本外交の方針と同方針における当該機関の有用性を伝達し、これに合致した取組を増強させるよう働きかけている。我が国は1996年から、南・東アジア地域から選出されるIUCN地域理事（世界8地域から、WCCでの選挙で選出される理事会メンバー）を輩出しており、国際的議論の動向を踏まえつつ、我が国の政策的関心に即した地球環境保全を促進することに努め、我が国の外交イニシアティブの発揮を図っている。
	4 当該機 関等にお ける日本 人職員・ ポストの 状況等	・2016年12月現在のIUCNの専門職員以上に占める日本人職員は2名（2015年6月時点では2名）。日本人幹部は0名。 ・我が国の拠出（国家会員会費額）は、独、米等と並んで最高額であるため、日本人職員が2名（約0.2%）に留まっていることは適正とは言えず、増加させることが望ましい（ただし、IUCNは政府間の国際機関ではなく、NGO等も拠出を行って参加している点に留意が必要。）。 ・1996年以来、東・南アジア地域から選出される地域理事として日本人が選出されており、IUCNのガバナンス等について、4年に1度開催されるWCCの会期間に権限を持つ理事会の1ポストを我が国が確保している（前回2016年の総会における地域理事の選挙に際しては、各国のIUCN会員に対し在外公館を通じて支持要請を行った結果、日本人候補は地域内で最多の票を得て当選している。）。
	5 日本 の拠出 金等の 執行管 理にお けるPD CAサイ クルの 確保	PLAN: 予算要求。IUCN会費は、会員を国連分担率に応じて11段階に分類した上で、各カテゴリーに対し一定額が請求される（スイス消費者物価指数に基づく調整有り）。事業計画は4年に一度のWCCで策定。 DO: 会費支払。理事会（年に2度開催）及びWCCで財政状況及び事業実施状況をモニタリング。 CHECK: 毎年の財務の外部監査、理事会及びWCCで成果を評価。 ACT: 理事会及びWCCにおいて、必要に応じて改善を提言。
	担当課 室名	地球環境課